

焼津商工会議所 御中

同意書及び誓約書

私は、焼津商工会議所による新型コロナウイルス感染症対策経営相談について説明を受け、その内容を十分理解の上、裏面の誓約書についても同意し、焼津商工会議所への相談を申し込みます。また、補助金・給付金等の支援は本相談を受けた事により必ず受けられるものではなく、相談によって発生した損害については、一切貴所に責任がないことに同意します。

なお、私の相談内容が焼津商工会議所の就業規則第11条及び個人情報保護規定の守秘義務により保護されるものであり、支援する専門家や焼津商工会議所以外に、私の承諾なく、その他の第三者に開示されないことを理解いたしました（注）。

令和 年 月 日

住 所：

事業所名：

代表者氏名：

相談者氏名：

電話番号：

（注）ただし、裁判所若しくは行政上の命令（行政指導を含む）又は法令により開示が要請される場合はこの限りではありません。

また、調査報告書での公表等、個人が特定されない内容での情報開示はいたします。

誓約書

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、焼津商工会議所においては、必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 焼津商工会議所の支援対象として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 焼津商工会議所の支援対象として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて焼津商工会議所の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以上